

平成27年 第1回

長与町議会臨時会会議録

平成27年5月1日開会

平成27年5月1日閉会

長与町議会

平成27年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年 5月 1日

本日の会議 平成27年 5月 1日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 浦川 圭一 議員 | 2番 中村 美穂 議員 | 3番 安部 都 議員 |
| 5番 饗庭 敦子 議員 | 6番 安藤 克彦 議員 | 7番 金子 恵 議員 |
| 8番 分部 和弘 議員 | 9番 西岡 克之 議員 | 10番 岩永 政則 議員 |
| 11番 喜々津英世 議員 | 12番 山口憲一郎 議員 | 13番 堤 理志 議員 |
| 14番 河野 龍二 議員 | 15番 吉岡 清彦 議員 | 16番 竹中 悟 議員 |
| 17番 内村 博法 議員 | | |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 濱口 務 | 議事課長 | 中山 庄治 |
| 係 長 | 木須 美樹 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|--------|-------------|--------|
| 町 長 | 吉田 慎一 | 副 町 長 | 鈴木 典秀 |
| 教 育 長 | 黒田 義和 | 総 務 部 長 | 荒木 重臣 |
| 企画振興部長 | 松尾 義行 | 建 設 部 長 | 森 浩平 |
| 生活福祉部長 | 松浦 篤美 | 教 育 次 長 | 帯田 由寿 |
| 水道局長 | 古賀 洋 | 会 計 管 理 者 | 和泉 嘉彦 |
| 総務部理事 | 田平 俊則 | 企画振興部理事 | 大津 鉄治 |
| 教育委員会理事 | 近藤 徳雄 | 水道局理事 | 道端 和彦 |
| 政策推課長 | 山本 昭彦 | 総 務 課 長 | 谷本 圭介 |
| 財務課長 | 田中 一之 | 管 財 課 長 | 迎 英樹 |
| 収納推進課長 | 帯田 俊文 | 企 画 課 長 | 久保平 敏弘 |
| 情報管理課長 | 谷本 清 | 都市整備課長 | 松邨 清茂 |
| 管理課長 | 濱 伸二 | 農林水産課長 | 中嶋 敏純 |
| 福祉課長 | 村田 ゆかり | 健康保険課長 | 森川 寛子 |
| 介護保険課長 | 富永 正彦 | 環境対策課長 | 木島 英利 |
| 住民課長 | 西平 邦俊 | 教育総務課長 | 青田 浩二 |
| 生涯学習課長 | 栗山 浩二 | スポーツ推進課長 | 山口 正 |
| 水道課長 | 吉田 邦彦 | 会 計 課 長 | 山口 利弘 |
| 農業委員会事務局長 | 松本 廣 | 監 査 事 務 局 長 | 森 省二 |

会議録署名議員

1番 浦川 圭一 議員

2番 中村 美穂 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時39分

平成27年第1回長与町議会臨時会
運営次第及び議事日程（第1号）

平成27年 5月 1日（金）
午前 9時30分開議

1. 出席議員着席（仮議席、五十音順）
2. 会議通告（事務局長）
3. 町長挨拶
4. 職員自己紹介
5. 議員自己紹介
6. 臨時議長の紹介（事務局長）
7. 臨時議長着席

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|----|------|------------|----|
| 1 | — | 仮議席の指定 | |
| 2 | — | 議長志願者の所信表明 | |
| 3 | — | 議長選挙 | |

（臨時議長職務終了）

平成27年第1回長与町議会臨時会
議事日程（第1号の追加1）

平成27年 5月 1日（金）

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|----|------|--|----|
| 1 | — | 議席の指定 | |
| 2 | — | 会議録署名議員の指名 | |
| 3 | — | 会期の決定 | |
| 4 | — | 副議長志願者の所信表明 | |
| 5 | — | 副議長選挙 | |
| 6 | — | 常任委員選任（総務文教・産業厚生・広報広聴） （正副委員長互選） | |
| 7 | — | 議会運営委員選任（正副委員長互選） | |
| 8 | — | 議長の常任委員辞任 | |
| 9 | — | 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員（1人）選挙 | |
| 10 | — | 長与・時津環境施設組合議会議員（4人）選挙 | |
| 11 | 36 | 長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて | |
| 12 | 37 | 長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて | |
| 13 | 38 | 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処 分の承認を求めることについて | |
| 14 | 39 | 長与町監査委員の選任について | |
| 15 | 40 | 長与町監査委員の選任について | |
| 16 | — | 議員派遣の件 | |
| 17 | — | 委員会の閉会中の継続調査申し出 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

○議会事務局長（濱口 務君）

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の浜口でございます。

本日はよろしく願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより、会議を始めさせていただきますが、臨時議長の選出が終わるまでの間、事務局の方で進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、一般選挙後の初めての議会が招集されました。

会議に先立ちまして、吉田町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。

本日ここに長与町議会議員改選後、初の長与町議会臨時会が、開催されるに当たり、謹んで御挨拶を申し上げたいと存じます。

去る4月26日に執行されました長与町議会議員一般選挙に当たり、めでたく、御当選の浴に、栄に浴されました議員の皆様御当選まことにおめでとうでございます。

先般行われました当選証書付与式の時にも、御挨拶申し上げましたが改めまして長与町を代表いたしまして、心よりお祝いを申し上げたいと存じます。

見事当選されました議員の皆様におかれましては、御本人の人格や、これまで培ってこられました

それぞれのまちづくりに対する強い信念、思い、日々の実践活動の多くの町民の皆様を心を動かしたものであると私は思っております。

町民の皆様が日々の生活を明るく豊かに送れますよう住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一の町を目指して、町づくりを進めていくためには、議会と行政が常に緊張感を保ちつつ議論を深め、実践していくこと、両輪として機能していくこと、これが肝要ではないかということを思っております。

町民の代表であります議員の皆様方の意見を真摯に受けとめ、これまで以上に町の発展のため、町政の運営に取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様との格別の御指導、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提出させていただきます議案は、専決処分の承認案件が3件、監査委員の選任同意の人事案件が2件、あわせて5件の議案を提出いたしたく考えております御審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

結びに議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、これからの御活躍を心から祈願し、また長与町の更なる発展のため、御尽力をいただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、御あいさつといたします。

○議会事務局長（濱口 務君）

ありがとうございました。

次に、理事者、管理職の皆様の自己紹介をお願いいたします

○副町長（鈴木典秀君）

副町長を拝命いたしております鈴木と申します。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○教育長（黒田義和君）

おはようございます。

教育長の黒田と申します。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。

総務部長の荒木と申します。

それから次の総務部理事兼税務課長の田平でございますが、一昨日より入院いたしました、本日は欠席でございます。

どうぞ御了解いただきたいと思います。

○総務課長（谷本圭介君）

おはようございます。

総務課長拝命いたしております谷本圭介と申しますよろしくをお願いいたします。

○会計管理者（和泉嘉彦君）

皆さんおはようございます。

会計管理者の和泉と申しますと、よろしくをお願いいたします。

○政策推進課（山本明彦君）

皆さんおはようございます。

政策推進課長の山本明彦と申します。

よろしくをお願いいたします。

○管財課長（迎英樹君）

皆さん、おはようございます。

管財課長の迎英樹と申します。

よろしくをお願いいたします。

○財務課長（田中一之君）

おはようございます。

財務課長の田中一之と申します。

よろしくをお願いいたします。

○収納推進課（帯田俊文君）

おはようございます。

収納推進課の帯田と申します。

よろしく申し上げます。

○企画振興部長（松尾義行君）

皆さんおはようございます。

企画振興部長の松尾でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

皆さんおはようございます。

企画振興部理事兼地域政策課長の大津と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画課長（久保平敏弘君）

おはようございます。

企画課長の久保平と申します。

2年目でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○情報管理課長（谷本清君）

皆さんおはようございます。

情報管理課長の谷本清と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○水道局長（古賀洋君）

おはようございます。

水道局長の古賀でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

皆さんおはようございます。

水道局理事の道端和彦と申します。

水道局全般について担当しております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○水道課長（吉田邦彦君）

おはようございます。

水道課長の吉田邦彦と申します。

よろしくお願ひいたします。

○会計課長（山口利弘君）

おはようございます。

会計課長の山口利弘と申します。

よろしくお願ひいたします。

○教育次長（帯田由寿君）

おはようございます。

教育次長の帯田由寿と申します。

よろしく願いいたします。

○教育委員会理事兼学校教育課長（近藤徳雄君）

おはようございます。

4月から教育委員会理事兼学校教育課長として、勤務しております近藤と申します。

よろしく願いいたします。

○教育総務課長（青田浩二君）

皆さんおはようございます。

教育総務課長の青田浩二と申します。

よろしく願いいたします。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。

生涯学習課長の栗山浩二と申します。

よろしく願いいたします。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

皆様、おはようございます。

生活福祉部長の松浦でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○環境対策課長（木島英利君）

皆さんおはようございます。

環境対策課長の木島です。

よろしく願いします。

○福祉課長（村田ゆかり君）

おはようございます。

福祉課長の村田と申します。

よろしく願いいたします。

○健康保険課長（森川寛子君）

皆様おはようございます。

健康保険課長の森川と申します。

よろしく願いします。

○スポーツ振興課長（山口正君）

おはようございます。

スポーツ振興課長の山口正と申します。

よろしく願いいたします。

○建設部長（森浩平君）

建設部長の森です。

よろしく願いいたします。

○都市整備課長（松邨清茂君）

皆さん、おはようございます。

建設部都市整備課長の松邨と申します。

よろしく願いいたします。

○介護保険課長（富永正彦君）

おはようございます。

介護保険課長の富永と申します。

よろしく願いいたします。

○住民課長（西平隆邦君）

おはようございます。

住民課長の西平隆邦と申します。

よろしく願いいたします。

○管理課長（濱伸二君）

おはようございます。

建設部管理課長の濱伸二と言います。

よろしく願いします。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

おはようございます。

農林水産課長の中嶋敏純でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○農業委員会事務局長（松本廣君）

おはようございます。

農業委員会事務局長の松本と申します。

どうぞよろしく願いします。

○監査事務局長（森省二君）

おはようございます。

監査事務局長森省二と言います。

よろしく願いします。

○議会事務局長（濱口務君）

ありがとうございました。

次に今回御当選されました、議員の皆様は、自己紹介を着席番号順にお願いいたします。

○饗庭敦子議員

皆様おはようございます。

2期目の饗庭敦子と申します。

さらなる議会改革を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ4年間よろしくお願い申し上げます。

○安部都議員

皆様おはようございます。

2期目となりました、安部都でございます。

女性の目線で障害者の立場で弱者に寄り添った町政を目指してまいります。

皆様の4年間どしどし一般質問行ってまいります。

よろしくお願いいたします。

○安藤克彦議員

みなさんおはようございます。

同じく2期目安藤克彦でございます。

町政を身近に感じていただくために、町民の声を大切にしていけることを、お約束して、この場にいさせていただいております。

4年間どうぞよろしくお願いいたします。

○岩永政則議員

皆さんおはようございます。

岩永政則でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○内村博法議員

皆さん、おはようございます。

2期目の内村です。

私は選挙期間中、住民との対話を重視してですね、安心・安全なまちづくりをモットーにですね、選挙期間中訴えてきました。

今後も、これはずっと私のモットーとしてですね、やっていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○浦川圭一議員

おはようございます。

新人の浦川と申します。

選挙期間中は、行政と知恵を出し合いながら、協力しながらということをお願いしながら当選をさせていただきました。

ということで、これからも本当によろしくお願ひ申し上げます。

○金子恵議員

おはようございます。

2期目金子恵でございます。

677、これは地縁血縁がない中でいただいた票でございます。

これを励みに、また初心のまま、住民視線のまま、頑張っていきたいと思います。
どうぞよろしく願いいたします。

○河野龍二議員

おはようございます。

日本共産党の河野龍二です。

自治会は、東高田に住んでおります。

今期で7期目を迎えます。

私も初心に立ち返り、住民の皆さんの暮らしを守る役割を果たしていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○喜々津英世議員

おはようございます。

3期目になりました、岡中央自治会の喜々津英世でございます。

一生懸命頑張ります。

どうぞよろしく願いいたします。

○竹中悟議員

おはようございます。

私は嬉里郷115-8、竹中でございます。

よろしく願いします。

○堤理志議員

おはようございます。

堤理志と申します。

今期で5期目になりますけれども、31歳で初当選したときの、初々しい気持ちを忘れずに、これからも頑張っていくつもりですのでどうぞ誠実にやって4年間やっていきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○中村美穂議員

おはようございます。

新人の中村美穂でございます。

このたび地域の皆様に支えていただきながら、この場に立つことができました。

これからも地域住民の方の声を町政に反映すべく、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西岡克之議員

おはようございます。

西岡克之でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○山口憲一郎議員

おはようございます。

本川内の山口憲一郎でございます。

4期目でございます。

みなさんよろしくお願ひいたします。

○吉岡清彦議員

長与ニュータウンにおります吉岡清彦でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○分部和弘議員

おはようございます。

2期目の分部和弘です。

どうぞ4年間よろしくお願ひします。

○議会事務局長（濱口務君）

ありがとうございました。

以上であいさつ並びに自己紹介を終わります。

これから議会構成のための臨時議長を立て、議長選挙に入るわけではありますが、しばらく時間がかかりますので、執行部の皆様におかれましては後ほど御連絡いたしますので、ご退席をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています年長議員の吉岡清彦議員を御紹介します。

○臨時議長（吉岡清彦議員）

ただいま、紹介されました吉岡清彦でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時の議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

と会議に入ります前に、議員の皆様にお知らせいたします。

本日、広報用などに、審議されているところの写真撮影をあらかじめ許可しておりますので、御了解願ひます。

これより平成27年第1回長与町議会、臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまの着席の議席とします。

ただいまより議長志願者の所信表明に入れるわけですが、私も、所信表明の申し出をしておりますので、この間、次の年長者であります、岩永政則議員を臨時議長に指名し、

交代いたします。

しばらく休憩します。

○臨時議長（岩永政則議員）

皆さんこんにちは。

日程第2、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第5条の規定により、実施するもので、議長の選出過程の透明性及び町民の皆様への説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けるものであります。

あらかじめ4人の議員から申し出があり、届け出順にくじ引きを行い、発言順を決定しておりますので、随時所信表明を演壇にて行います。

所信表明の持ち時間は正副議長志願者所信表明実施要綱の規定によって、5分以内でございます。

最初に河野龍二議員

○河野龍二議員

改めまして皆さんおはようございます。

日本共産党の河野龍二です。

議長選挙の立候補に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

私は、1991年の4月に当選させていただき、今期で7期目を迎えます。

この間、町民こそが町の政治の主人公この思いで、町民の立場から、町政の改革を目指してきました。

その取り組みは、町民の声は真つすぐ議会に取り上げ、その要求の実現に迫る。

町民の不安に思うことは問題は厳しく指摘し、町民の立場に立って堂々と主張をする。

このこと心がけてました。

ですから、私は議会ごとに一般質問を行い、現議員で最多の一般質問を行っております。

また、議案の質疑、討論においても、恐らく最多の委員提案の発議並びに議案の修正案も私以上に取り組んだ方はおられないと思います。

町民が求める議会、町民の信頼を得る議会への取り組みを行ってきたことには自負しております。

地方の議会の重要性はますます高まっています。

今、政府による横暴勝手な政治で、地方自治体の自治権をないがしろにする状況が目に見えます。

日本国憲法には地方自治が明記してあり、明治憲法では、地方自治に関する規定がありませんでした。

これに対し、日本国憲法では、憲法上の制度として、地方自治は厚く保障しています。憲法の趣旨である自らの自治体自らからが治めるこの姿勢を堅持するためにも政府の横

暴勝手を許さないためにも、相手が国であっても、県であっても、住民の暮らしを守るために、自らの主張ができる議会にならなければなりません。

それは私の政治信条である町民こそが町の政治の主人公に沿った取り組みがなければなし得ないと確信しています。

今回の選挙の投票率は52%と残念な結果でありました。

この結果は、議会は町民の皆さんから信頼を得ていない状況だと思います。

信頼される議会に変わるためにも、その原動力になれる私、河野龍二を選んでいただき名実共に誇れる議会すばらしい議会を共に築いてまいりましょう。

そのためにも私は立候補いたしました。

どうかよろしく願いいたします。

以上で所信表明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（岩永政則議員）

次に、吉岡清彦議員。

○吉岡清彦議員

改めましておはようございます。

私も、新議長選挙という立候補表明の制度ができて、これはいいことである自分自身の所信もですね、表明しながら、いままでやってきたことの集大成といいますか、そういうものを含めて、立候補いたしております。

では、概要ということで出しておりますけども、長与町民及び長与町議会の発展及び活性化に寄与するために立候補いたします。

そこでまあ、次の点をですね、重点に所信表明を、行っていきたいと思っております。

まず、大きな項目で1点目ですね。

政務活動費の導入まあよくこれは、悪い制度だという風潮がありますけど、私はもう当初からこれをですね、導入しながら、議員の皆さん方が、気楽に本当にこう行きたい場所で、すばらしい先進地の活動あるいは政策そういうものをですね。

本当にこうやっていきたいというのが常々からの私の気持ちでありました。

今当然、委員会による活動、政策、研究、色々やっておりますけれども、どうしてもこの幅の狭い、内容じゃないかという私なりの考えであります。

すばらしい所に見聞を広めて行くそれがこれからの議員の政策立案それに向かって行く本当ではないのじゃないかという気がしております。

2点目でございますけども、時津町や長崎市とのですね。

議会との連携を図って協力体制を組んで長与の発展に取り組んでいく。

特に、常々私もこういっておりましたのが、長崎市北部一帯との北部圏の構想ですね。

これに向かって議会が長与がリーダーシップをとっていけるような形にしたい。

私の構想でございます。

それと3点目が、大村湾サミット、大村湾をどう活性化するか。

今、大村市での方でやっておりますけれども、これを各町の持ち回りしてやっていきたい。

そういう気しております。

あと4番目が、これから大事なすべての皆さん方も、議員の皆さん方も、同じですけども、資質向上ですね、いろいろ計算していく、これからの若手、人材育成、これは常に言われてることでございます。

議員になり手がなく、なくてはならないまたこの議会議員であります。

若手の育成、またそのどうやって本当に長与町の議会を、活性化していくかそのためには、ひょっとしたら、報酬のですね、検討なんかをやって若手の人が本当に気持ちよく取り組めるような、そういう検討もですね、私やっていく必要があると思います。

議員の報酬であると、すぐ圧力とか言いますそういうものがかかりますけれども、逃げることなくですね、やっていきたいと思っております。

それとまあ住民福祉、福祉ということが、なんか老人とかその健康だけで考えますけれども、そうでなくして生活していく中での教育文化、体育すべてのものを環境を含めながらですね、すべての住民のためになるような政策課題に取り組む、そういう気持ちで、立候補表明しております、以上よろしく願いいたします。

○臨時議長（岩永政則議員）

続きまして喜々津英世議員。

○喜々津英世議員

おはようございます。

喜々津英世でございます。

かなり、多く盛り込んでおりますので、若干早口になりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

私は、議員活動を行うに当たり、「鋭眼 据腹 欲利 澄心」ということを肝に銘じて取り組んでまいりました。

これは、鋭い目で本質を見きわめ腹を据え私欲を捨てて、棲んだ心で事に当たれば困難を切り開き成果を上げることができるという趣旨で私が尊敬する高僧の言葉であります。

私たち議員は町民にの代表代弁者として使命感及びの信義誠実の精神をもって、議員の職責を果たさなければならないと考えます。

今回の議長選挙から所信表明を行うこととなります。

所信表明は議会の運営や議会改革等についての町民に対する誓約である認識に立ち、次のことに取り組みたいと思っております。

まず1点目は、議会改革のさらなる推進であります。

長与町議会基本条例は、25年9月議会で制定しました。

議会にはつくった責任があり、同時に育てる責任もあります。

そして何よりも、この条例に魂を入れ実践をしなければなりません。

私は議会改革関連の三つの委員会の委員長を拝命し改革の道筋をつけてまいりました。

今後は若い人たちが立候補しやすい環境整備、条例や規則の見直しなどを諮問するための特別委員会を設置し、改革を前進させて参ります。

2点目は、議員研修の充実であります。

議会基本条例第13条では、議員研修の充実を掲げています。

議員個々のスキルアップを図るため、議会独自の研修を計画的継続的に実施するとともに、議会図書室の整備拡充にも取り組みます。

11条では、議員間の自由討議を掲げています。

議員間で議論を行い、議案や政策の論点及び争点を明確にすることで、よりよい政策につなげることができます。

議員が議論を深める議会の実践を通して、議会の使命である議事機関、監視機関としての任務を全うし、真に町民から信頼される議会づくりを目指します。

3点目は、議会広報広聴機能の充実であります。

現在、多くの議会情報公開しています。

さらなる充実を目指す常に検証を行い、広報機能の強化により、町民とともに歩む議会の実践に努めます。

また、町民の生の声を反映した政策立案、政策提案を目指す議会報告会や住民懇談会の活性化など、広聴機能の充実も図ります。

議会には与党も野党も存在しませんが二代表制の一翼を担う議会は、是々非々の精神で議決し監視を行い、執行機関と切磋琢磨する議会を実現し、町政の発展を目指します。

町民の皆様に議会及び議員の活動を理解してもらうため、議会の活動内容取りまとめた議会白書の編さん発行にも取り組みます。

議員必携には、議長は議場の秩序を維持し議事を整理し、議会の事務を統理し議会を代表する権限を有していると書かれています。

議会運営の透明性を高めるとともに、議長の職務を遂行するためには、中立性や公平性も求められます。

議長選に当たっては、議会改革の流れを後退させないため、これまでの経験を生かして頑張りますので、議員各位の賢明な判断をお願いをいたします。

当選させていただいたならば、議員各位の協力を得ながら、議長として先頭に立って、町民の負託にこたえる生きがいつくりに取り組み、町政の発展と町民福祉の向上に寄与したいと考えています。

御支援をお願い申し上げ、所信表明といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（岩永政則議員）

次に内村博法議員。

○内村博法議員

皆さんおはようございます議員の内村です。

議長選挙に当たり、所信を述べさせていただきます。

まず、今回から、議会基本条例に基づきまして、正副議長選出過程における透明性の確保、町民への説明は果たすため、所信表明の場が、与えられたことに対しまして、議会の民主的運営を実現するものとして、歓迎するものであります。

私は、この議長選挙にあたりまして、基本的な議会運営方針として、大きく次の3点を議員の皆様へ訴えたいと思います。

まず第1点は、私の議会に対する考え使命についてであります。

議会の存在は、町民生活に直接かかわる崇高な使命と責任があります。

私は、町民に身近で信頼の持てる議会を目指す一昨年議員全員で作りました。

基本条例を着実に実行していきたいと考えております。

第2点は、町民と議会の関係についてでございます。

町民皆様の御意見や御要望に対し、謙虚に耳を傾け、ともに考え、ともに歩む町民参加型の議会をつくりたいと思います。

また、情報公開を積極的に進め、わかりやすい真に開かれた議会の実現に取り組むと考えております。

3点は議会と町長との関係であります議会制民主主義において、二代表制の一翼を担う議会は町長とは対等な立場に立ち、緊張感を持ち、是々非々の関係で、よりよい政治情勢の実現を目指します。

そして議会は、議決機関としてさまざまな意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら、合意形成し、その上で決定したことについては、協力し合うという、風通しの良い長与町議会を作ります。

議会運営の基本姿勢は、以上のとおりであります。次に議会としてまた議員として目指す方向性などについても若干の考えを簡単に述べさせていただきます。

1つ目は、これまで議会基本条例の制定を初め、一般質問書等の公開、議会ホームページやフェイスブックでの情報発信、議会放映、議会だよりでの議会情報の公開などの議会改革を実施してきました。

しかしながら、議会報告会や議会の傍聴もまばらであります。

最近の行われました長与町議会議員選挙も投票率が、非常に低い状況であります。

住民がもっと議会に関心を持ってもらうように今後引き続き積極的に議会改革を進め改善していく必要があります。

2つ目は、議会としてのチェック機能の強化を図るための環境整備を進めます。

そのための議員間の討論や各種議員研修による政策提案能力向上を積極的に推進していきます。

この2点を今後重点的に取り組んでいきます。

また、このほかにも、現在政府が進めています地方創生や医療介護などの重要な政策課題があります。

これらについても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたけれども、私は、町民福祉の向上や町政発展のため、そして議員各位の活発な議論をしていただくために公平中立の立場で議長職を務めさせていただきたいと考えております。

以上、私の議長選挙への所信を申し上げ、議員各位の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございますございました。

○臨時議長（岩永政則議員）

以上をもちまして議長志願者の所信表明を終わります。

議員の皆様に申し上げます。

ただいま行いました、議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、御承知を願います。

以上で議長志願者の所信表明を終わります。

ここで臨時議長を吉岡清彦議員と交代をいたします。

御協力ありがとうございますしばらく休憩いたします。

○吉岡清彦議員

会議を再開します。

日程第3、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条、第2項の規定によって、立会人に饗庭敦子議員。

分部和弘議員を指名します。

次に、投票用紙を配ります。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

なしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

饗庭敦子議員及び分部和弘議員。

投票箱の点検をお願いします。

異常なしと認めます。

立会人は席へお戻りください。

ただいまから、投票を行います。

記載をお願いします。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（濱口務君）

1 番、饗庭敦子議員。

○饗庭敦子議員

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

2 番、安部都議員。

○議会事務局長（濱口務君）

3 番、安藤克彦議員。

○安藤克彦議員

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

5 番、岩永政則議員。

○議会事務局長（濱口務君）

6 番、内村博法議員。

○内村博法議員

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

7 番、浦川圭一議員。

8 番、金子恵議員。

9 番、河野龍二議員。

10 番、喜々津英世議員。

11 番、竹中悟議員。

12 番、堤理志議員。

○堤理志議員

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

13 番。

中村美穂議員。

14 番、西岡克之議員。

15番、山口憲一郎議員。

○山口憲一郎議員

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

16番、吉岡清彦議員。

○吉岡清彦議員

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

17番、分部和弘議員。

○吉岡清彦議員

投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票は終わります。

次に開票行います。

饗庭敦子議員及び分部和弘議員。

開票の立ち会いをお願いします。

開票立会人の方は議席へお戻り下さい。

選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

有効投票16票。

無効投票0票です。

有効投票16票のうち、内村博法議員7票。

喜々津英世議員5票。

河野龍二議員2票。

吉岡清彦議員2票。

以上の通りであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、内村博則議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま議長に当選されました、内村博則議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

当選人、内村博法議員のあいさつを許します。

○議長（内村博法議員）

ただいまの選挙結果によりまして、議長の職を拝命いたしました内村でございます。

大変責任を痛感しております。

先ほどの同僚議員の所信表明も参考にしながら、今後、議会運営をさせていただきたいと思います。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○15番（吉岡清彦議員）

以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

内村博法議長。

議長席にお着き願います。

○議長（内村博法議員）

それでは、場内の時計で11時まで休憩いたします。

なお、10時40分より全員協議会を会議室で行いますので、議員の皆様方はお集まりください。

休憩前に引き続き会議を開催いたします。

ただいまお手元に配付のとおり、日程第1から日程17までを日程に追加し、追加日程として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第17までを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

次に、日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番、浦川圭一議員。

2番、中村美穂議員を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第5条の規定により実施するもので、副議長の選出過程の透明性及び町民の皆様への説明責任を果たすため、初議会において所信表明の場を設けるものであります。

あらかじめ、お二人の議員から申し出があり、届け出で順にくじ引きを行い、発言順

を決定しておりますので、随時所信表明を演壇にて行います。

所信表明の持ち時間は正副議長志願者の所信表明実施要領の規定によりまして、5分以内です。

最初に、西岡議員。

次に、山口憲一郎議員を行います。

よろしく願いいたします。

それでは、西岡議員よろしく願いします。

○9番（西岡克之議員）

皆様こんにちは。

それでは、長与町議会副議長立候補に係る所信の表明をさせていただきます。

私こと西岡克之は議会副議長に立候補するに当たって、次の所信を表明をいたします。現在地方創生が叫ばれております。

これは国が考えた政策を一元的に地方が実施をしていくのが、今までの政策の推進、実施の方法でありましたが、これからは、私たち地方が自分たちで何が必要か、どうすれば、地方このすなわち長与町がもっと活性化できるかを、そこに住む私たちが考え政策に盛り込んでいく。

そのためには、私たち議会人が町民の方々と対話を重ね、いわゆる開かれた議会をもっと推進すべきと考えております。

もちろん、二元代表制の一翼であります、行政のチェックをするのも、大事な責務と考えております。

議長を支え、議会の円滑な運営に気を配るのも副議長の役目だと考えております。

そして、これからの議員は、もう一步踏み込んで、地方創生とりわけ長与町のために、政策の立案力、政策の推進力の向上にも努めなければならないと私は考えております。

私が副議長にならせていただいた暁には議長と一緒に今まで述べました、以上のこと取り組ませていただきたいと決意をしております。

以上。

○議長（内村博法議員）

次に、山口憲一郎議員お願いします。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。

山口憲一郎でございます。

副議長選挙に望むに当たり私の考えを述べさせていただきます。

これからの町の議会につきましては、今回の選挙での議員定数削減に伴い、4名少ない16名で運営していくことになりますので、新しくスタートする議会は、効率的で効果が期待できる体制をつくるのが、さらにそれぞれの議員が定数削減の真意を真摯に受けとめ、しっかりと役割を認識し、責任を全うしなければなりません。

ますます多様化する住民の意思を反映させ、討論を町の統一的な意思に集約する努力が強く求められます。

現状の地方自治体では、全国的な制度における二元代表制のもとでの首長執行側の権限が強くなっているとの指摘もありますので、一方の代表である議会の政策形成能力と、行政監督機能の向上に早急に取り組まなければなりません。

執行側と議会のバランスがとれ、お互いの議論の中から、適正な町の運営将来を見越した、政策の立案、実施が可能となりますので、議員の能力向上へ向けた自己研鑽とこれまで進めてきた、議会改革の一層の充実強化が必要であると考えます。

議会の改革へ向けては、一昨年、議会基本条例を策定し、本格的な取り組みに着手しました。

まだまだ、課題が多く問題を残した議会報告会や改善や、議員間の議論討論の実現など、積極的な議会活性化方策の実施を急がなければなりません。

私は、12年間の議員活動を通じて、誠心誠意、行動するを念頭に置いて、全力投球をしてまいりましたが、町の財政は厳しく、行政課題も多くある中で、今こそ議会が住民の立場に立った、制度政策を実現させなければならないと強く感じているところであります。

また、少子高齢化が急速に進展する中で、お年寄りや、子供たちに優しい、住みやすい長与町の実現に向けて、住民と一体になった議会活動が必要となりますが、そのためには、開かれた議会、透明度の高い議会の実現により、議会が行政をリードできる、体制が必要ではないでしょうか。

今回、副議長の役割をいただけるならば、新たな議長のもとにしっかりと、議長をサポートし議会と住民行政のパイプ機能、議長と議員さらに、議員間のコミュニケーション機能を充実させ町の皆さんが信頼できる議会行政と切磋琢磨できる議会、そして、議員が自由に論議できる議会の実現を目指して全力で取り組む所存でございます。

長与町は昨年、みごとに国体を成功させましたが、町民の皆さんの積極的な協力は、町の一体感を強くしました。

国体については、議会も全面的に支援を行い、成功の一翼を担いましたが、協力すべきは協力し、制すべきは制す住民の皆様の代弁者として議会がその役割をしっかりと果たすように努力してまいりますので、どうぞ御支援をよろしくお願いいたします。

以上。

所信表明といたします。

ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

議員の皆様に申し上げます。

ただいま行いました、副議長志願者の所信表明は、地方自治法で決定しております。副議長選挙の方法変更するものでありません。

所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、御承知を願います。

以上で副議長志願者の所信表明を終わります。

次に、日程第5、副議長の選挙を行います選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条、第2項の規定によりまして、立会人に饗庭敦子議員及び分部和弘議員を指名します。

次に、投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

饗庭敦子議員を及び分部和弘議員、投票箱の点検をお願いします。

異常なしと認めます。

立会人には自席へお戻りください。

ただいまから投票を行います。

記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（濱口務君）

1番、浦川圭一議員。

2番、中村美穂議員。

3番、安部都議員。

5番、饗庭敦子議員。

6番、安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

7番、金子恵議員。

8番、分部和弘議員。

9番、西岡克之議員。

10番。

岩永政則議員。

11番、喜々津英世議員。

1 2 番、山口憲一郎議員。

1 3 番、堤理志議員。

1 4 番、河野龍二議員。

○1 4 番（河野龍二議員）

はい。

○議会事務局長（濱口務君）

1 5 番、吉岡清彦議員。

1 6 番、竹中悟議員。

1 7 番、内村博法議員。

○議長（内村博法議員）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票行います。

饗庭敦子議員及び分部和弘議員開票の立ち会いをお願いします。

開票。

立会人は自席をお戻りください。

しばらく休憩いたします。

それでは会議を再開いたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 6 票、有効投票 1 5 票、無効投票 1 票です。

有効投票 1 6 票のうち山口憲一郎議員。

失礼しました。

有効投票 1 5 票のうち、山口憲一郎議員 9 票。

西岡克之議員 6 票。

白票 1 票以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、山口憲一郎議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま副議長に当選されました山口議員が議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

当選人山口議員のあいさつを許します。

山口議員。

○1 2 番（山口憲一郎議員）

はい。

皆さんどうもありがとうございました。

時間を待たされて前回の選挙時もぞくぞくしておりましたけれども、皆さんの貴重な1票を投じていただきまして、副議長になることができました。

所信表明で述べましたように新議長内村議長の下で、議長支え、そしてまた、議会そして行政住民との調整役として、まだいろいろありますけれども、がんばってまいりたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

それでは場内の時計で、14時30分まで休憩します。

なお、11時40分より全員協議会を会議室で行いますので、議員の皆様方はお集まりください。

○議長（内村博法議員）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、常任委員選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員、喜々津英世議員。

中村美穂議員。

安部都議員。

安藤克彦議員。

金子恵議員。

岩永政則議員。

山口憲一郎議員。

堤理志議員。

産業厚生常任委員は、河野龍二議員。

分部和弘議員。

浦川圭一議員。

饗庭敦子議員。

西岡克之議員。

吉岡清彦議員。

竹中悟議員。

議会広報広聴常任委員会委員に金子恵議員。

安部都議員。

岩永政則議員。

中村美穂議員。

浦川圭一議員。

分部和弘議員。

吉岡清彦議員。

竹中悟議員。

それぞれ指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第1項第2項の規定により、それぞれの常任委員会において委員長副委員長の互選をお願いいたしたいと思います。

しばらくの間休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告いたします。

総務文教常任委員長に喜々津英世議員。

総務文教常任副委員長に中村美穂議員。

産業厚生常任委員長に河野龍二議員。

産業厚生常任副委員長に分部和弘議員。

議会広報広聴常任委員長に金子恵議員。

議会広報広聴常任副委員長に安部都議員。

以上のとおり、互選の結果を報告いたします。

日程第7、議会運営委員選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、指名したいと思います。

議会運営委員に、饗庭敦子議員。

西岡克之議員。

喜々津英世議員。

安藤克彦議員。

堤理志議員。

河野龍二議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがってただいま指名した方を議会運営委員に選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第1項第2項、第9条第1項第2項の規定により、議会運営委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

しばらくの間休憩します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果について報告いたします。

議会運営委員長に饗庭敦子議員。

同じく副委員長に、西岡克之議員。

以上のとおり互選の結果を報告します。

日程第8に入る前に、議長の常任委員辞任については、地方自治法第104条、105条の関係もあり、慣例により辞任をさせていただきたいと思いますので、本件の議事運営について副議長をお願いします。

しばらくの間休憩します。

○副議長（山口憲一郎議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議長の職務を行います。

よろしく願いいたします。

日程第8、議長の常任委員会辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当しておりますので、内村博法議長の退場を求めます。

議長から地方自治法第104条及び105条の関連から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

以上で議長の職務を交代します。

しばらく間休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、西岡克之議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました西岡克之議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西岡克之議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選されました西岡克之議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人、西岡克之議員のあいさつを許します。

西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

西岡克之でございます。

これから、後期高齢者医療に関して、推進をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

日程第10、長与・時津環境施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第18条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

長与・時津環境施設組合議会議員に、内村博法議員。

山口憲一郎議員。

安藤克彦議員。

吉岡清彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、4名の議員を長与・時津環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、4名の議員が長与・時津環境施設組合議会議員に当選しました。

しばらく暫時休憩いたします。

それでは当選人を代表しまして、吉岡清彦議員のあいさつを許します。

失礼しました。

ただいま当選されました、内村博法議員、山口憲一郎議員、安藤克彦議員、吉岡清彦議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人を代表して吉岡清彦議員にあいさつを許します。

吉岡清彦議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ただいま4名の議員が環境施設組合の議員として、決定いただきました。

御存じのように、27年の4月から新施設が稼働いたしております。

それに向かって、新施設の運営状況等、また大事な時期じゃないかと思っておりますので、我々もですね、しっかりと、時津の議員もおられますけども、2町の方々ですね、協力しながら、運営等についてですね、監視あるいはいろんな方面からの運営を監視していきたいと思っています。

ひとつよろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

それでは、場内の時計で、3時まで休憩いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を開催いたします。

日程第11、議案第36号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第12、議案第37号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第13、議案第38号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議題について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案させていただきました議案第36号から議案第38号までの提案理由について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に条例を専決処分をさせていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

初めに議案第36号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として、法人事業税の税率の引き下げと、地方創生に取り組むための地方団体に対する給付金に係る個人住民税の給付金、税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特別措置の見直し、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整などが主なものでございます。

専決処分書の1ページをお開きください。

第1条の改正は、現行の長与町税条例を改めるものでございます。

主な内容といたしましては、第2条第3号の改正は、法人に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法による所要の措置でございます。

第23条第2項の改正は、法人町民税における条文の整理でございます。

第31条第2項の改正は、法人町民税均等割の税率適用区分の資本金などの額に係るものでございます。

第33条第2項の改正は、国外転出時課税の創設によるただし書の追加でございます。

第36条の2、第36条の3及び第48条、第50条3項の改正は、法改正に伴う条文の整理でございます。

第51条2ページの第71条と第89条第90条及び第139条の3の改正は、町民

税、固定資産税及び軽自動車税などの減免の申請期限について各市町の実情に応じて規定するものでございます。

第57条、第59条の改正は、固定資産税の償却資産についての条文の整理でございます。

第63条の2、第63条の3、第74条及び第147条の改正は、番号法による個人番号または法人番号等の条文の整理でございます。

3ページの附則第4条の改正は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての条文の整理でございます。

附則第7条の3の2、第1項の改正は、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長するものでございます。

附則第9条の改正は、ふるさと納税特例についての条文の整理でございます。

4ページの附則第10条の2の改正は、我が町特例の創設に伴い、その割合等を定めるものでございます。

附則第11条、第11条の2、第12条、第13条及び第15条第1項の改正は、宅地等の固定資産税特例の期限を延長するものでございます。

附則第16条の改正は、一定の環境性能を有する4輪車等についてその燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を設けるものでございます。

5ページの附則第16条の2の改正は、たばこ税、3級品の特例税率の廃止による条文の削除でございます。

6ページをお開きください。

第2条の改正は、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について適用開始時期が1年間延長されることに伴い、平成26年4月1日施行の長与町税条例の一部を改正する条例を改めるものでございます。

7ページをお開きください。

本人条例の附則につきましては、第1条において、平成27年4月1日から施行することとしておりますが、但書で経過措置を設けております。

8ページの第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、9ページの第4条は軽自動車税に関する経過措置、第5条はたばこ税に関する経過措置、15ページの第6条及び第7条は、特別土地保有税及び入湯税に関する経過措置について、それぞれ規定しております。

続きまして、議案第37号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条の改正は、固定資産税の納税義務者などの対象条項を追加するものでございます。

附則第9項から第13項までの改正は、法改正に伴う条文の整理でございます。

附則第3項から第8項までの改正は、宅地及び農地等の特例延長に伴うものでございます。

2ページをお開きください。

附則第2項の改正は、我が町特例の割合を定め、条文の整理を行うものでございます。本条例の附則につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。第2項及び第3項については、経過措置について規定をしております。

以上です。

失礼しました。

第38号について御説明させていただきます。

続きまして、議案第38号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額について基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額をそれぞれ1万円、介護納付金課税額を2万円引き上げるものでございます。

これにより、国民健康保険税の課税限度額は総額85万円となります。

また、低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について、その対象世帯を拡大するため、軽減世帯の所得基準額を改正するものでございます。

それでは条ごとに説明をいたします。

第2条第2項ただし書きの改正は、基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、同条第3項ただし書きの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、同条第4項ただし書きの改正は、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に改めるものでございます。

第21条の改正につきましては、第2条の改正と同様、課税限度額の改正に係るものでございます。

次に、第21条第2項の改正は、5割軽減に関する規定でございますが、軽減措置対象となる世帯の所得基準額のうち被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算される金額を24万5,000円から26万円に引き上げるものでございます。

次に同条第3号の改正は、2割軽減に関する規定でございますが、軽減措置対象となる世帯の所得基準額のうち被保険者等1人につき加算される金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

この改正により、低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。

最後に附則でございますが、第1項におきまして、施行期日を平成27年4月1日とし、第2項におきましては、適用区分を規定しております。

以上が提案の主な内容でございます。

御承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

ただいま一括議題としてます議題につきまして、これから質疑を行います。

まず、議案第36号につきまして質疑はありませんか。

14番。

○14番（河野龍二議員）

では議案第36号について少し質疑を行います。

説明の中でもありましたが、条文中にいわゆる法人番号・個人番号というのがありません。

これはいわゆるそのマイナンバー制のことだと思いますけども、いわゆるマイナンバー制度については、いろんなこれまでも、議論がされてきているということで、この間言われたこの番号に基づいて、その方のいわゆる、税の収入だとか、失礼しました、税の所得を含めて税の中身がやっぱりこの番号に基づいてすぐわかるようなシステムになっているものなのかですね、そこら辺をひとつお伺いしたいのと、あと、今回地方税法の改正ということで、それぞれ経過措置もあるようですが、これに伴って税の収入が増えるものなのか減るものなのか。

今回の改正に基づいてですね、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

はい、マイナンバー制についてはですね、このところずっと担当者会議と庁内会議等をしながら進めてまいっております。

それで今年の10月から町民への番号を付与、それから28年1月より制度の運用を開始し29年の1月から、いろんな何ですかね、そういった税の情報とか、そういった関係がプラスされるようになっております。

それから、ちょっとまだいろんなことですね検討が必要ですが、先ほどの議員さんの質問に関しましては、税の情報そういったのも取り込めるようにはなっております。

それから、この改正による税の増減ですかね、増ですか、それはですねちょっとまだ細部にわたって決まっていないとこがありまして、今の段階ではちょっとわからないということでございます。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

はい、14番。

○14番（河野龍二議員）

では、議案第38号について伺います。

今回の条例改正は国民健康保険税の限度額の引き上げということでこれまでの81万円から85万円に引き上がるということです。

中身で、少し説明がありましたが一方でその軽減対象の拡大だということです。

まず初めにお伺いしたいのは、いわゆるここで限度額を引き上げることにに対してどれだけの税収がふえるものなのか、それといわゆる拡大対象に伴う減額がどれくらいされるのかですね。

まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、限度額の比較なんですけれども26年度の当初課税の世帯で比較をしております。

その場合250万6,000円税額がふえるという算定になります。

それから軽減世帯につきましては2割から5割になる世帯が46世帯、それから全く軽減がなかった世帯から2割軽減になる世帯が60世帯となりますので、軽減の拡大になる世帯が106世帯になります。

この分についての税の減額ということなんですけれども軽減措置につきましては、保険基盤安定で国とか県からそれから町からの負担金で収入がありますので、この軽減世帯がふえることによって税収が減るということはありません。

以上です。

○14番（河野龍二議員）

再度伺いますがこの限度額の引き上げはですよ、やはりその軽減世帯の拡大のために行うものなのか。

この間ずっと限度額の引き上げが何年かに一度行われてるんですけども、それに見合う拡大対象がふえてきてるものなのかですね。

それ以上に増えてきてる部分もあるのかもしれないんですけども、単純に限度額が引き上がる形ですね、提案しかちょっと、そういう中身になってるんじゃないかなというふうな感じがしてるんですけども、ですから金額的な部分をわからないですかね、その対象世帯が拡大されて、いわゆる保険税の。

そうすると例えば5割世帯で、おおよそ平均どれくらい月どれくらいだとか年間どれくらいの保険税の引き下げになるというのが明確に出れば教えていただきたい。

○議長（内村博法議員）

森川保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

まずあの、限度額を上げる理由なんですけれども、これは負担能力に応じた負担をしていただきたいということになって、かつ中間所得者層の負担感を減らすというのが大きな目的になっております。

ですから所得の多い方から、保険税を徴収するという形で限度額の引き上げを行っております。

それから、軽減世帯でどれくらいの減額になるのかとことなんですけど、例としまして40歳以上の夫婦に子供2人の世帯で算定をさせていただきました。

2割軽減の対象にこれまでならなかった、所得が220万円の世帯なんですけど、その世帯だと年間で3万1,500円の減額となります。

それから今まで2割軽減しか受けられていなかった世帯、例えば135万の所得のところなんですけれどもその方々が5割軽減を受けられるようになりますので、その世帯だと4万7,200円ほど減額になるという算定になっております。

以上です。

○14番（河野龍二議員）

最後になりますけど、限度額の引き上げのところですね。

本町の国税税がいわば固定資産税等々の賦課をされてるという状況では、いわゆる所得が上がらなくても固定資産税の一定あれば限度額に達するというふうな部分の世帯もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、保険税のそもそもの仕組みがちょっと変わっていかないと、いわば家族世帯数が多いだとか固定資産を持ってるだということだけで、その評価がいわゆる応益・応能の部分がですね、その単にこの限度額だけの引き上げになるとそういうふうな部分がふえてくるんじゃないかなというふうな懸念もあるんですけども、そういう意味ではやっぱり国民健康保険税そのものの税の賦課の仕方の問題を検討しないと、単純に限度額の引き上げだけになると、非常に負担感が重くなる世帯もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺について何らかあれば少し教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

確かに長与町は今4方式ということで、所得それから固定資産のところを能力があるということで負担をしていただいております。

確かに資産については、即それがお金になるというものでありませんのでこの固定資産の部分については今後、次回保険税を改定するときに、ここをなくそうということで検討しております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号議案第37号議案38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、議案第37号、議案第38号の件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私は議案第36号について、反対の立場から討論します。

今回の地方税改正の中で軽自動車税の見直しや固定資産税等の負担経過の特例の延長ですね、負担調整措置の延長など住民にとって評価できる点多々含まれております。

しかしやはりその質問をさせていただきました個人番号マイナンバー制については、これからその番号によってその方の所得やまた税がどれくらいか税の滞納がどれくらいあるかというのが明らかにされる、いわば個人情報非常に網羅されるそういう管理システム中に組み込まれていくということで、これについては、多方面から懸念の声がいわば憲法13条のプライバシー権が侵害されると、いうふうなことが多々言われております。

昨年も、大手の企業が個人情報の流出で大きな社会問題になったり、また以前、国の機関がサイバー攻撃を受けていろんな情報が流出したという部分もあり、こうした中でこの取り組みが非常に懸念される問題だと。

それについては十分な対応をされていてというふうに思いますけども、このマイナンバー制は既にイギリスまたアメリカ、スウェーデン、イギリスでは廃止され、アメリカ・スウェーデンでは成り済ましの温床となってるということですねやはりその危険な状態のままこうした税制度の中に組み込まれると、こういう部分については承認できない部分もありますし、また今回の地方税法の改正の中でやはり国は消費税の10%の増税に向けて今回改正を行い、特に、税制抜本改革法の19条の第3項の景気条項を外してどういう状態であっても消費税を増税するというのが目的であるというふうに思われて、本議案については反対の立場といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、採決します。

起立によって採決します。

議案第36号、長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって、議案第36号、長与町、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議案第37号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

これから議案第38号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第38号について、反対の討論を行います。

国民健康保険税は、国民健康保険そのものは自営業者を中心として、いわば高齢者や非正規労働者無職者という収入が低い方で構成されている保険ということは皆さん御承知のことだと思います。

こういう状況にあるにもかかわらず、賦課される保険税はやはりかなりの収入から限度を超えた保険税が徴収されてるように、私は思われます。

特に今回限度額の引き上げということで行われましたが、これは昨年も限度額の引き

上げが介護納付金と高齢者支援金の限度額引き上げて81万円になって今回また、4万円上がって85万になるということで、そういう意味ではその負担の限度に来てるといふふうに思います。

先ほどの御説明の中で、この高齢者、失礼しました、高所得者に対する適正な保険税を納付してもらおうと、その分でいわば低所得者の保険税が軽減されるという意味では、所得が低い方にとっては非常にありがたい中身になるのかなと思うんですけども、根本的にはやはり先ほど申しますように、応能応益負担割合が現状のままですと収入を得ない固定資産税に対しても保険税が賦課されるという意味では、その方々にとってはいわば保険税の単に引き上げになるということで、この制度内だけでいわゆるその税の増と税の減をするのではなくて根本的な問題からこれは考えないとこれはこういう今、長与町でも国民健康保険税の滞納世帯が非常に多いというのは、解決できないというふうに思っております。

そういう意味では、特にやはり問題になるのは国庫支出金をやはり十分に負担してもらおうということがされないまま、いわば加入者間の増と減ということでは解決方法にならないという立場から、本議案についても反対の立場といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

起立によって採決します。

議案第38号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数。

したがって議案第38号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第14、議案第39号、長与町監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第39号、長与町監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成23年5月より、識見を有する者のうちから選任する監査委員を進めていただい

ております中川勝秀委員の任期が平成27年5月1日をもって満了となりますが、引き続き本町の公正で効率的な行政運営の確立に御尽力いただきたいと存じ改めて専任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

中川氏につきましては平成23年4月までの4期16年間にわたり町議会議員を、また平成19年5月からの4年間議員選任の監査委員を努められ、地方自治の振興に御尽力をいただきました。

人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有しておられる方で監査委員にまさに適任であると確信をいたしております。

以上、よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号の件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、長与町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、長与町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

次に、日程第15、議案第40号、長与町監査委員の選任についてを議題とします。

町長。

失礼しました。

地方自治法第117条の規定によって、安藤克彦議員の退席を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

では議案第40号長与町監査委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の規定により、監査委員2名のうちの1名を議会の議員から選任することとなっております。

このたび安藤克彦議員を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

安藤議員は、皆様にも既に御存じのとおり今回議員2期目を迎えられ監査委員としてまさに適任であると確信をいたしております。

以上よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これからを質疑行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議案第40号の件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、長与町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、長与町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

次に、日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思

います。

御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

次に、日程第17、委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よってこれら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成27年第1回長与町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員